

## 「ASEAN における E コマースサービス展開の法的留意点」

国際機関日本アセアンセンター

近年、ASEAN 諸国におけるインターネット、物流、決済システム等の各インフラ環境の向上を背景に、ASEAN 各国の E コマース市場は拡大傾向にあり、海外展開を視野に入れる日本企業にとって、ASEAN 諸国は、進出先の有力な選択肢のひとつとなっています。

E コマースサービスは、実店舗を構える必要がない分、従来のようなオフラインの小売業と比較して、賃料や人件費等のコストをかけず、クイックに事業を立ち上げられるなどのメリットがありますが、従来の法が予定していなかった特殊な商取引形態に該当するため、広告、販売、決済、物流、システム等の様々な点で、各国の規制法上の問題検討が必要になるだけでなく、他国の法改正の動向等にも留意しつつ、今後の規制リスク等も考慮し、いかにリスクを軽減したスキームを構築するかの検討が欠かせません。また、近時の E コマースサービスでは、大手プラットフォーム運営者が小売業者を募ってバーチャルモールを形成するいわゆるモール型と呼ばれるサービス形態が有力となってきており、このような形態による場合には、プラットフォーム運営者と小売業者、消費者、物流業者といった多数当事者の法的関係を整理したうえで、問題となりうる法的リスクに対応することが求められます。

本セミナーでは、日本企業が ASEAN 諸国で EC サービスを展開するにあたって必要となる様々な法的問題について、ASEAN 各国の規制法及び近時の法改正の動向の観点とプラットフォームサービスとの関係の観点からそれぞれ整理し、検討します。

講師は、E コマースモールサービスを提供する大手日系企業の法務部で EC 法務の実務経験を有し、現在は、One Asia Lawyers 東京オフィス所属の弁護士として、日系企業の ASEAN 進出支援等に従事する小出将夫氏と同タイオフィス所属の藪本雄登氏です。皆様の参加をお待ちしております。

日時	2018 年 5 月 25 日(金) 14 時 00 分～15 時 30 分 (受付開始: 13 時 30 分)
場所	日本アセアンセンター アセアンホール 東京都港区新橋 6-17-19 新御成門ビル 1 階
講師	One Asia Lawyers 東京事務所 弁護士 小出 将夫 One Asia Lawyers タイ事務所 藪本 雄登
主催	国際機関 日本アセアンセンター
対象	ASEAN 地域に進出済み/進出検討中の企業の方 企画・海外部門・法務を担当されている方を対象としています。
定員	100 名 ☆定員を超えるお申込みがあった場合には上記の対象者を優先の上、抽選をおこないません。 ☆講師の方と同業の方のお申し込みはご遠慮ください。
参加費	無料
申込み	日本アセアンセンターウェブサイトよりお申し込みください。 電話・メール・ファックスによるお申し込みは受け付けておりません。 <a href="http://www.asean.or.jp/ja/invest-info/eventinfo-2017-31/">http://www.asean.or.jp/ja/invest-info/eventinfo-2017-31/</a> 受講者には受講票を発行いたします。 お申込みのない方の当日参加はできません。
問い合わせ先	国際機関 日本アセアンセンター 貿易投資部 TEL: 03-5402-8006 <a href="http://www.asean.or.jp">http://www.asean.or.jp</a>

☆ 当日は会場受付にて受講票とお名刺 1 枚をご提示ください。

☆ ご記入いただいた個人情報は、本セミナー講演者への提示および弊センターからの各種ご案内をお送りする目的のみに使用します。